

## ○福井市結婚生活スタートアップ応援事業補助金等交付要綱

### 目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
  - 第2章 結婚生活補助金（第3条－第10条）
  - 第3章 結婚支援金（第11条－第14条）
  - 第4章 その他（第15条－第17条）
- 附則

#### 第1章 総則

##### （趣旨）

第1条 この要綱は、市民の結婚の希望がかなえられるよう、婚姻に伴う経済的負担を軽減し、若い世代の結婚に対する機運醸成を図ることを目的として、婚姻を機に始める新生活に必要な費用を予算の範囲内において補助することに関し、福井市補助金等交付規則（昭和48年福井市規則第11号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

##### （定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 賃貸住宅 婚姻を機に市内に自己の居住の用として夫婦の双方若しくは一方又は夫婦の一方が勤務する勤務先が契約名義人となる賃貸借契約を締結する住宅（勤務先が契約名義人となっている住宅は、当該勤務先に対して当該夫婦の一方が家賃相当額を支払っていることが確認できる場合に限る。）をいう。ただし、次に掲げるものを除く。
  - ア 福井市空き家情報バンク制度要綱第2条第3号に掲げる空き家情報バンクに登録されている住宅
  - イ 福井市営特定公共賃貸住宅管理条例（平成7年福井市条例第6号）第2条第1号に掲げる市営特定公共賃貸住宅
  - ウ 夫婦の一方又は双方の三親等以内の親族が所有する住宅（ただし、不動産業を営む者が宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）に基づき媒介を行い、当該媒介契約に基づき通常の賃貸借として締結されたものを除く。）
- (2) 住宅賃借費用 前号に規定する賃貸住宅を賃借する際に要した費用のうち、賃料、共益費、敷金、礼金及び仲介手数料をいう。ただし、駐車場代、光熱水費、入居前の清掃代、鍵交換代、更新手数料及び火災保険料を除く。
- (3) 引越費用 婚姻を機に第1号に規定する賃貸住宅への引越しに要した費用のうち、引越業者又は運送業者に支払った費用をいう。ただし、不用品の処分費用を除く。
- (4) 結婚生活補助金 婚姻を機に始める新生活に必要な住宅賃借費用及び引越費用に対して国の地域少子化対策重点推進交付金に係る結婚新生活支援事業に基づき交付する福井市結婚生活スタートアップ応援事業補助金をいう。
- (5) 結婚支援金 婚姻を機に始める新生活に必要な費用に対して福井県の結婚支援市町応援事業補助金に係る早婚夫婦支援事業に基づき支給する福井市結婚生活スタートアップ

応援事業支援金をいう。

## 第2章 結婚生活補助金

(補助対象世帯)

第3条 結婚生活補助金の交付対象となる世帯（以下「補助対象世帯」という。）は、次の各号のいずれにも該当する世帯とする。

- (1) 婚姻届を提出し受理された日（以下「婚姻日」という。）が、第6条第1項の規定による申請を行う日の属する年度（以下「交付申請年度」という。）の前年度1月1日から当該年度3月31日までの日であること。
- (2) 婚姻日における夫婦双方の年齢が29歳以下であること。
- (3) 交付申請年度における所得証明書を基に算出した夫婦の前年分の所得の合計金額が500万円未満であること。ただし、夫婦の双方又は一方が、貸与型奨学金（公的団体又は民間団体から学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。）の返済を現に行っている場合は、当該所得証明書を基に算出した夫婦の前年分の所得の合計金額から、当該所得に係る年に返済した当該貸与型奨学金の額を控除する。
- (4) 第6条第1項の規定による申請を行う時点において、夫婦双方の住民票の住所が申請に係る住宅の所在地となっていること。
- (5) 第6条第1項の規定による申請を行う日（以下「交付申請日」という。）から3年以上継続して市内に居住する意思があること。
- (6) 夫婦の双方又は一方が、過去に国の地域少子化対策重点推進交付金に係る結婚新生活支援事業に基づく補助（他の地方公共団体が実施するものを含む。）の交付を受けていないこと。
- (7) 住宅賃借費用及び引越費用について、国又は地方公共団体による他の補助（生活保護による住宅扶助その他公的制度による補助等を含む。）を受けていないこと。
- (8) 夫婦双方に市税の滞納がないこと。
- (9) 夫婦双方が福井市暴力団排除条例（平成23年福井市条例第22号）第2条第2号に規定する暴力団員でないこと。
- (10) 交付申請年度内かつ交付申請日までに、次に掲げる講座の受講又は相談のいずれか一つを、夫婦それぞれが行っていること。
  - ア ライフデザイン支援講座の受講（乳幼児とふれあう体験又は子育て世帯との意見交換を含むものに限る。）
  - イ プレコンセプションケアに関する講座の受講
  - ウ 医療機関における妊娠又は出産に関する相談
  - エ 共家事・子育てに関する講座の受講（男性の家事又は育児への参画を促す内容を含むものに限る。）

2 前項の規定にかかわらず、夫婦の双方が外国人である場合における補助対象世帯は、前項各号のいずれにも該当し、かつ、当該夫婦の双方が次の各号のいずれにも該当する世帯とする。

- (1) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条の2第1項の在留資

格をもって在留し、かつ、当該在留資格に係る在留期間（同条第3項の在留期間をいう。以下同じ。）が3年以上である者

(2) 交付申請日から在留期間の満了の日までの期間が3年以上ある者（雇用契約書等で交付申請日から3年以上の雇用期間が確認できる者その他在留資格の更新の見込みがある者として市長が認める者を含む。）

3 前2項の規定にかかわらず、交付申請年度の前年度に第7条の規定による結婚生活補助金の交付決定を受けた世帯であって、交付を受けた額が第5条第1項に定める結婚生活補助金の額の上限に達しなかった世帯（以下「継続補助世帯」という。）は、結婚生活補助金の交付対象とするものとする。

（補助対象経費）

第4条 結婚生活補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、交付申請年度の4月1日から3月31日までの間に支払われた住宅賃借費用及び引越費用とする。

2 住宅賃借費用に係る補助対象経費については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 賃料及び共益費（以下「賃料等」という。）が月払いの場合 6か月分（継続補助世帯が前年度に交付を受けた結婚生活補助金の対象となった月がある場合にあっては、6か月からその月数を差し引いた月数分）を上限とする。ただし、賃料等を日割りで支払った月については、日割りの日数にかかわらず1か月分とみなす。

(2) 勤務先から住宅に係る手当が支給されている場合 当該手当の額を差し引いた額とする。

(3) 夫婦の一方が婚姻前に賃借し居住していた住宅に婚姻を機にもう一方が入居した場合同居開始後（住民票における夫婦の住所が同一になった日以後をいう。）に支払った費用を対象とする。ただし、婚姻を前提に新たな住宅を賃借した場合は、賃貸借契約書等で婚姻を前提に賃借したことが分かる場合に限り、賃貸借契約日以後に支払った費用（婚姻日の前6か月以内の期間において締結した賃貸借契約に係るものに限る。）を対象とすることができる。

(4) 夫婦が婚姻前から同居していた場合 婚姻後に支払った費用を対象とする。ただし、婚姻を前提に新たな住宅を賃借した場合は、賃貸借契約書等で婚姻を前提に賃借したことが分かる場合に限り、賃貸借契約日以後に支払った費用（婚姻日の前6か月以内の期間において締結した賃貸借契約に係るものに限る。）を対象とすることができる。

(5) 婚姻後に賃貸借契約を締結した場合 賃貸借契約日以後に支払った費用（婚姻日から起算して6か月を経過するまでの間において締結した賃貸借契約に係るものに限る。）を対象とする。

3 引越費用に係る補助対象経費については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 婚姻前に引っ越した場合 婚姻日の前6か月以内の期間において行った引越に係る引越費用を対象とする。

(2) 婚姻後に引っ越した場合 婚姻日から起算して6か月を経過するまでの間において行った引越しに係る引越費用を対象とする。

(結婚生活補助金の額)

第5条 補助対象世帯に対する結婚生活補助金の額は、別表のとおりとする。

2 前項に規定する結婚生活補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

3 継続補助世帯に対する結婚生活補助金の額は、補助対象経費に相当する額とし、前年度における結婚生活補助金の上限額から前年度に交付を受けた額を差し引いた額を上限とする。

(交付申請)

第6条 結婚生活補助金の交付を受けようとする者(以下「交付申請者」という。)は、福井市結婚生活スタートアップ応援事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本

(2) 夫婦双方の交付申請年度の所得証明書

(3) 夫婦双方又は一方が貸与型奨学金の貸与を受けている場合は、前号の所得証明書を基に算出した当該所得に係る年に返済した額が確認できる書類又はその写し

(4) 夫婦双方の住民票の写し

(5) 夫婦双方の市税の納税証明書(非課税の者は非課税証明書)

(6) 第3条第1項第10号に規定する講座の受講又は相談を行ったことが確認できるもの

(7) 住宅賃借費用について申請する場合は、賃貸住宅の賃貸借契約書及び当該契約に基づき支払った費用に係る領収書の写し

(8) 住宅賃借費用について申請する場合は、夫婦双方の住宅手当支給証明書(様式第2号)又は住宅手当の支給額が確認できる書類(給与明細書等)の写し

(9) 引越費用について申請する場合は、引越費用の領収書及び引越先が確認できる書類の写し

(10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、継続補助世帯であって結婚生活補助金の交付を受けようとする者(以下「継続申請者」という。)は、補助対象経費の支払いが完了した日の属する年度の3月31日までに、福井市結婚生活スタートアップ応援事業補助金継続交付申請書兼実績報告書兼請求書(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

(1) 住宅の賃料等の領収書又は支払ったことが確認できる書類(通帳等)の写し

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、結婚生活補助金の交付の可否を決定したときは、福井市結婚生活スタートアップ応援事業補助金交付(不交付)決定通知書(様式第4号)により交付申請者又は継続申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更)

第8条 前条の規定により結婚生活補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、その申請の内容について変更が生じたときは、速やかに福井市結婚生活スタートアップ応援事業補助金変更交付申請書（様式第5号）に、当該変更に係る書類又はその写しを添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、福井市結婚生活スタートアップ応援事業補助金変更交付決定通知書（様式第6号）により当該申請に係る交付決定者に通知するものとする。

（実績報告及び交付請求）

第9条 交付決定者は、交付決定を受けた補助対象経費の支払いが完了したときは、交付の決定日の属する年度の3月31日までに、福井市結婚生活スタートアップ応援事業完了実績報告書兼補助金交付請求書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、継続申請者に係る交付決定者においては、この限りでない。

(1) 住宅の賃料等の領収書又は支払ったことが確認できる書類（通帳等）の写し

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（結婚生活補助金の額の確定及び交付）

第10条 市長は、前条の規定による報告及び請求を受けたときは、その内容を審査し、適正であると認めるときは結婚生活補助金の額を確定し、福井市結婚生活スタートアップ応援事業補助金額確定通知書（様式第8号）により交付決定者に通知するものとする。

2 市長は、前項による通知の後、速やかに結婚生活補助金を交付するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、継続申請者に交付する結婚生活補助金の額は、第7条の規定により通知した額で確定したものとみなす。

### 第3章 結婚支援金

（支給対象世帯）

第11条 結婚支援金の支給対象となる世帯（以下「支給対象世帯」という。）は、次の各号のいずれにも該当する世帯とする。

(1) 婚姻日が、第13条の規定による申請を行う日の属する年度（以下「支給申請年度」という。）の前年度1月1日から当該年度3月31日までの日であること。

(2) 婚姻日において、夫婦双方の年齢が39歳以下であり、かつ、夫婦の双方又は一方の年齢が29歳以下であること。

(3) 支給申請年度における所得証明書を基に算出した夫婦の前年分の所得の合計金額が500万円未満であること。ただし、夫婦の双方又は一方が、貸与型奨学金（公的団体又は民間団体から学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。）の返済を現に行っている場合は、当該所得証明書を基に算出した夫婦の前年分の所得の合計金額から、当該所得に係る年に返済した当該貸与型奨学金の額を控除する。

(4) 第13条の規定による申請を行う時点において、夫婦双方の住民票の住所が福井市内となっていること。

(5) 夫婦の双方又は一方が、過去に福井県の結婚支援市町応援事業補助金に係る早婚夫婦支援事業に基づく支援（他の地方公共団体が実施するものを含む。）を受けていないこと。

- (6) 夫婦双方に市税の滞納がないこと。
  - (7) 夫婦双方が福井市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員でないこと。
- (結婚支援金の額)

第12条 支給対象世帯に対する結婚支援金の額は、別表のとおりとする。  
(支給申請等)

第13条 結婚支援金の支給を受けようとする者(以下「支給申請者」という。)は、福井市結婚生活スタートアップ応援事業支援金申請書兼請求書(様式第1号の2)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本
- (2) 夫婦双方の支給申請年度の所得証明書
- (3) 夫婦双方又は一方が貸与型奨学金の貸与を受けている場合は、前号の所得証明書を基に算出した当該所得に係る年に返済した額が確認できる書類又はその写し
- (4) 夫婦双方の住民票の写し
- (5) 夫婦双方の市税の納税証明書(非課税の者は非課税証明書)
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、第6条第1項の規定による申請を行った者は、前項の規定による申請及び請求を行ったものとみなす。

(支給の決定等)

第14条 市長は、前条の規定による申請及び請求があったときは、その内容を審査し、結婚支援金の支給の可否を決定したときは、福井市結婚生活スタートアップ応援事業支援金支給(不支給)決定通知書(様式第9号)により支給申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項による通知の後、速やかに結婚支援金を支給するものとする。

#### 第4章 その他

(調査等)

第15条 市長は、結婚生活補助金及び結婚支援金(以下「補助金等」という。)の交付又は支給の前後にかかわらず、必要があると認めるときは、調査を行い、又は交付決定者若しくは前条の規定により結婚支援金の支給の決定を受けた者(以下「交付決定者等」という。)に報告若しくは書類の提出を求めることができる。

2 交付決定者等は、市長から前項の報告又は書類の提出を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。

(交付決定等の取消し)

第16条 市長は、交付決定者等が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金等の交付又は支給の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金等の交付又は支給の条件に違反していることが判明したとき。
- (2) 虚偽その他の不正な手段により交付又は支給の決定を受けたとき。
- (3) この要綱に違反する行為があったとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、市長が必要と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により交付又は支給の決定を取り消した場合において、当該取消し

に係る部分に関し既に補助金等が交付又は支給されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 交付申請年度が令和5年度である申請に係る補助対象世帯及び補助対象経費並びに支給申請年度が令和5年度である申請に係る支給対象世帯について、第3条第1項第1号及び第11条第1号中「前年度3月1日」とあるのは「10月1日」と、第4条第1項中「4月1日」とあるのは「10月1日」と読み替えるものとする。

(失効)

3 この要綱は、令和9年3月31日限りその効力を失う。ただし、同日までに交付又は支給の決定がなされた補助金等については、この要綱は、同日後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和6年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の改正規定は、令和8年3月31日から施行する。

(令和8年度申請分に係る取扱い)

2 令和8年度の申請に基づく結婚生活補助金について、令和9年度において国又は県の補助制度が廃止され、又は市の予算措置がなされない場合、市長は、第3条第3項及び第6条第2項の規定にかかわらず、当該年度に係る継続申請を受け付けないことができる。

別表（第5条、第12条関係）

補助金等名称	区分	補助金等の額
1 結婚生活補助金	(1) 婚姻日における夫婦双方の年齢が29歳以下の世帯	補助対象経費に相当する額とし、1世帯当たり30万円を上限とする。
	(2) 上記(1)の世帯のうち、婚姻日における夫婦の双方又は一方の年齢が25歳以下のもの	補助対象経費に相当する額とし、1世帯当たり60万円を上限とする。
2 結婚支援金	(1) 婚姻日における夫婦双方の年齢が39歳以下であり、かつ、夫婦の双方又は一方の年齢が29歳以下の世帯	1世帯当たり30万円
	(2) 上記(1)の世帯のうち、婚姻日における夫婦の双方又は一方の年齢が25歳以下のもの	1世帯当たり40万円